

「慶佐次ロラン局跡地利用について」



ロラン局跡地からの展望

令和4年11月15日
慶佐次ロラン跡地利用推進委員会

背景及び目的

①慶佐次ロラン局跡地利用について

本地区は東村東南部に位置し、平良地区より南へ4 kmの位置、慶佐次川の河口周辺に中心を置く集落です。

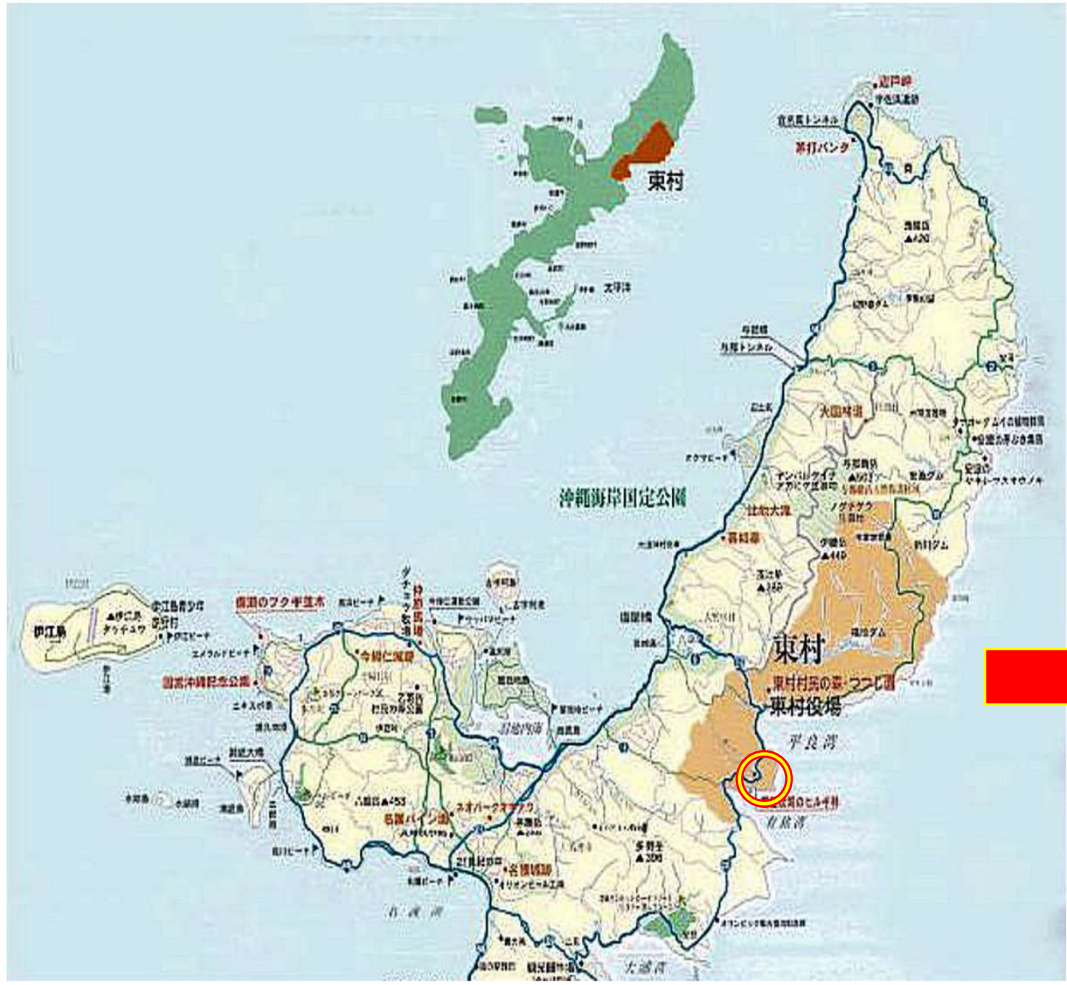
慶佐次ロラン局跡地は、昭和37年10月より、米軍（沿岸警備隊）においてロラン送信所として使用開始され、復帰に伴い慶佐次通信所として提供施設となり、その後平成5年には海上保安庁がロランC&A施設として運用が引き継がれてきた経緯があります。

このたび、平成28年3月末で慶佐次通信所が返還されたことから、平成27年7月に「慶佐次ロラン跡地利用推進委員会」を設置するとともに、区として返還後の利活用を検討してきました。



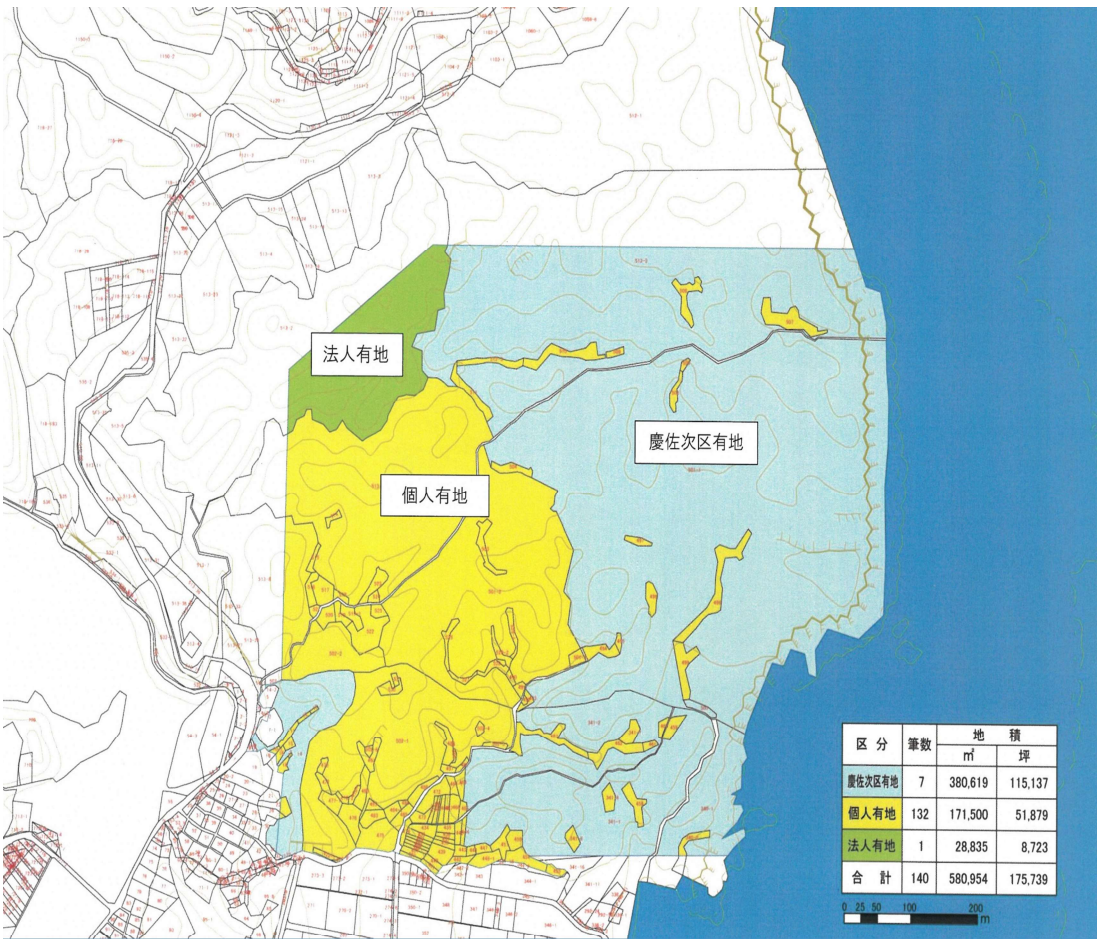
事業検討の段階で民間事業者との対話（サウンディング調査）を実施

慶佐次ロラン局跡地の位置



慶佐次ロラン局跡地の位置

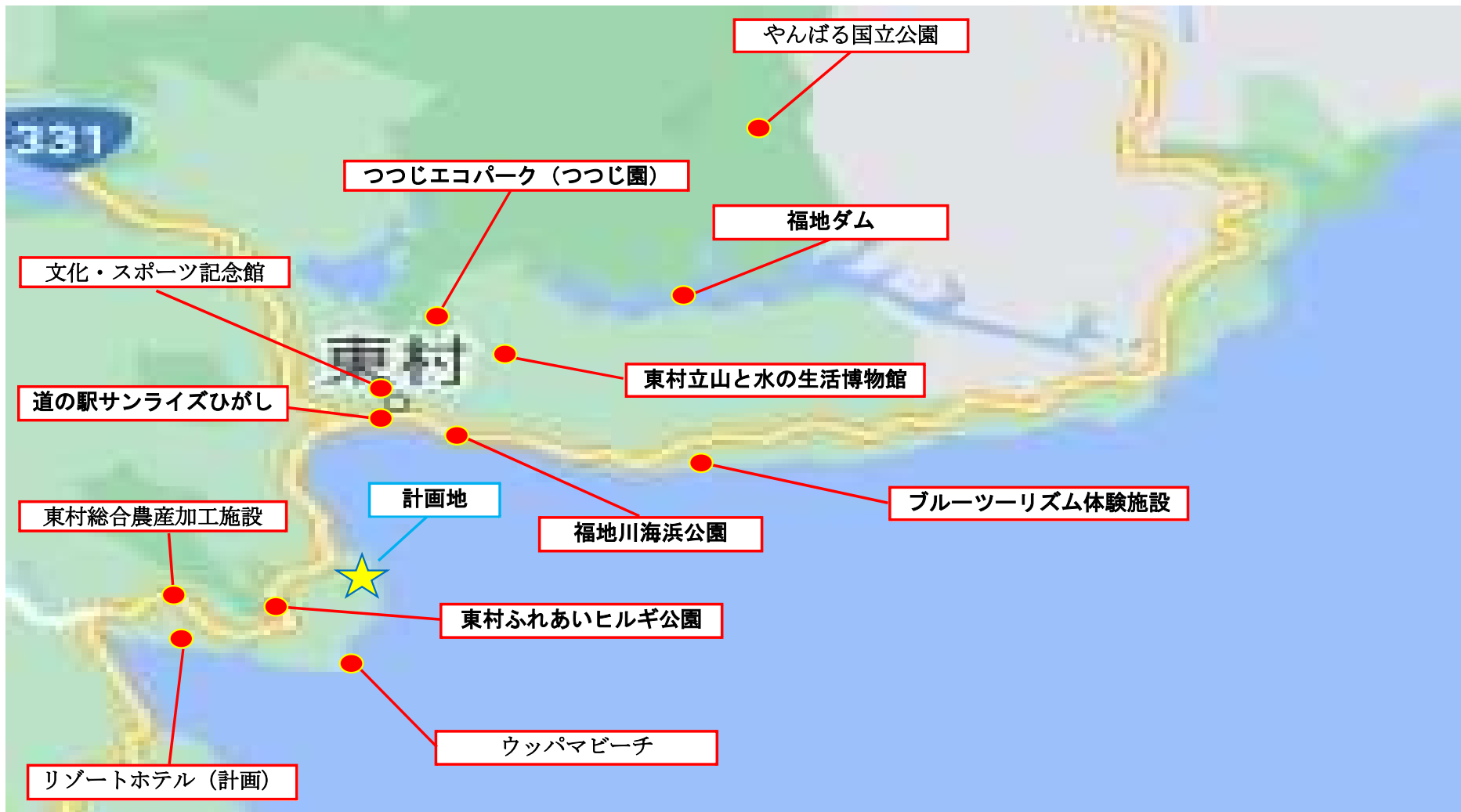
ロラン局跡地 地籍図



ロラン局跡地 地権者

区分	筆数	地積	
		m ²	坪
慶佐次区	7	380,619	115,137
個人	132	171,500	51,879
計	139	552,119	167,016
その他	1	28,835	8,723
合計	140	580,954	175,739

対象地周辺の現状について



対象地周辺の現状について



村民の森つつじ園 (つつじ祭り)



つつじエコパーク



福地川海浜公園



エコツアーリズム (慶佐次ヒルギ公園)



福地ダム



道の駅サンライズひがし

対象地周辺の現状について



東村立山と水の生活博物館



東村総合農産加工施設



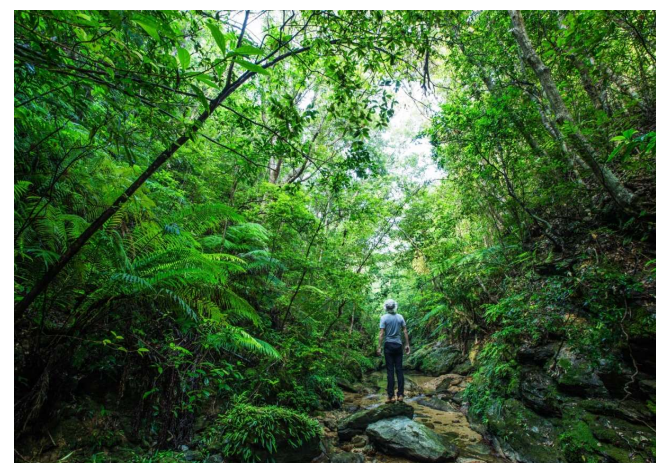
ウップアマビーチ



ブルーツーリズム体験施設



文化スポーツ記念館

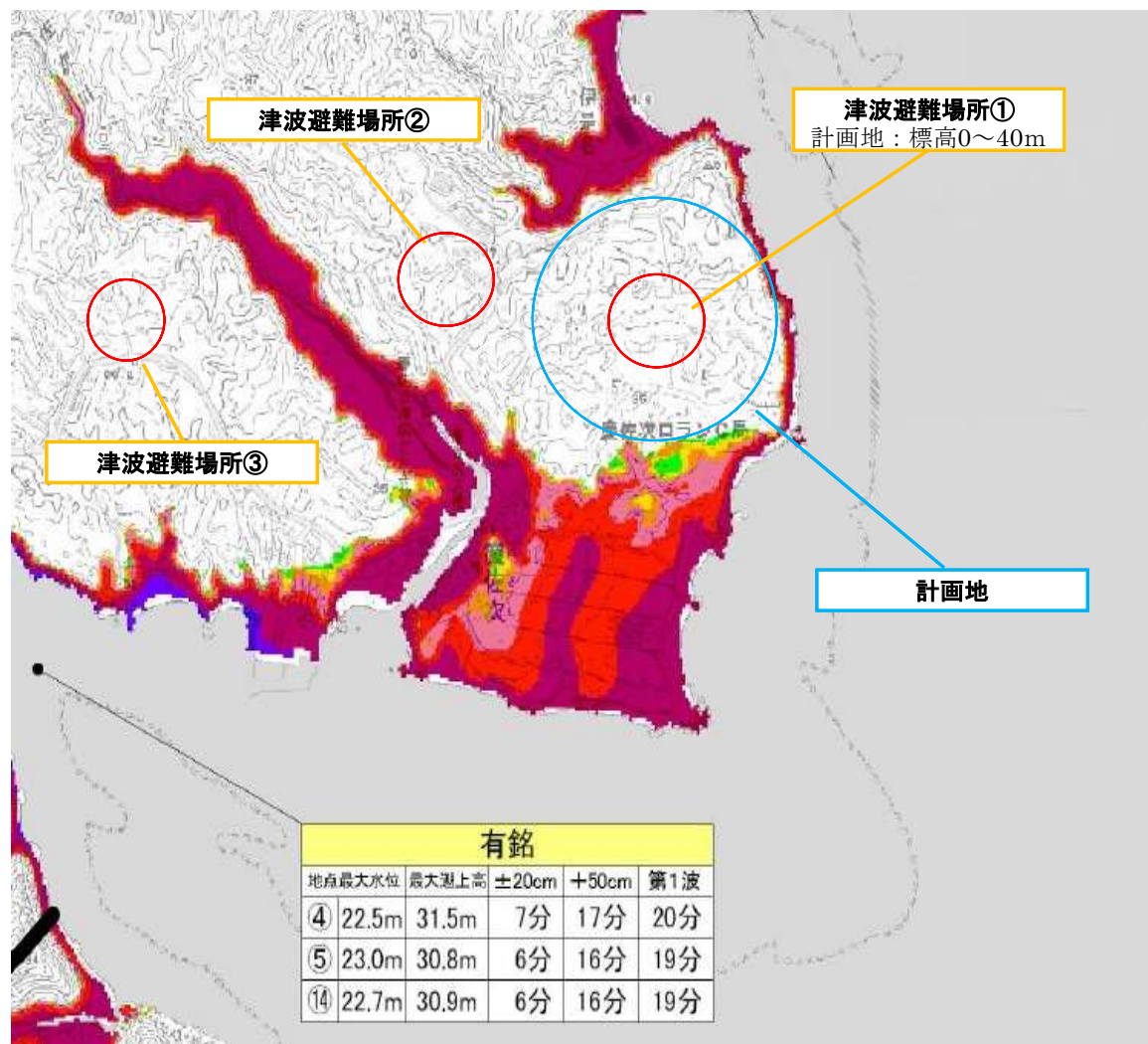


やんばる国立公園

土地利用規制について

関係法令名	①慶佐次ロラン局跡地	備考
1. 農地法	△	一部適用有り
2. 農振法	×	農業振興地域外（農用地区域外）
3. 森林法	△	地域森林計画対象地域（一部）（伐採届、林地開発許可など）
4. 都市計画	×	都市計画区域外
5. 用途地域	×	無指定
6. 開発許可	○	3,000㎡～10,000㎡：県土保全条例の開発許可 10,000㎡以上：都市計画法の開発許可要
7. その他	△	赤土流出防止条例など。

津波想定区域について



土地利活用の基本的方向性（案）

イメージ

①慶佐次ロラン局跡地

観光施設

イベントホール

ホテル

リゾート施設

スポーツ施設

農業施設

やんばる・東村の将来につなぐ村づくりを主導する
ビジネスモデルとして跡地利用を推進。

※あくまで参考例であり提案内容を絞るものではありません。

事業スケジュール（案）

番号	内容	時期
①	記者発表	令和4年10月27日（木）
②	説明会	令和4年11月15日（火）
③	サウンディング調査（事前対話）	令和4年11月30日（水）～12月1日（木）
④	事業者募集	令和5年度以降

※スケジュールは現時点での予定であり、今後変更となる可能性があります。
※サウンディング調査を行い令和5年度以降に事業者募集を行う予定です。

サウンディング調査(事前対話)の実施

この土地をどのように活用出来ますか？



こんな施設が良いよ！
(施設内容イメージ)

こんな使い方出来るよ！
(活用方法イメージ)



〇〇が人気だよ！
(市場性)

- ・ 対話の内容を絞るものではありません。
- ・ またイメージ図や配置図などの提出を強要するものではありません。

留意事項

- 対話内容は他へ公表はしません。また、双方の発言とも、あくまで対話時点での想定のものとし、何ら約束するものではないことをご理解ください。
- 本対話への参加に要する費用は、参加事業者の負担となります。
- 事前対話終了後、必要に応じて複数回対話を行う可能性があります。こちらから追加ヒアリングへの対応をお願いする場合がありますがご協力よろしく願いいたします。

お問い合わせ先

- ・ 慶佐次ロラン局跡地利用推進委員会

〒905-1205

沖縄県国頭郡東村字慶佐次19番地（東村慶佐次区）

TEL・FAX：0980-43-2473

ご清聴ありがとうございました